

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する市民の自転車用ヘルメットの着用を促進し、自転車乗車中の事故による負傷の軽減を図るため、予算の範囲内において、呉市自転車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その手続等について、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付の申請日時点で、本市に住民登録を有する者
- (2) 市税を滞納していない者（補助対象者が未成年者の場合は、第6条第5項の規定により補助金の交付申請をする保護者に市税の滞納がない者）
- (3) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者

(補助対象とする自転車用ヘルメット)

第3条 補助金の対象となる自転車用ヘルメットは、自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造された次の各号のいずれかに該当するヘルメットで、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が購入し、補助対象者又はその家族が使用するものとする。

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマークが付されたもの
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマークが付されたもの
- (3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマークが付されたもの
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマークが付されたもの
- (5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマークが付されたもの
- (6) 前各号掲げる安全基準に類するものの安全認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が適当と認めるもの

2 自転車用ヘルメットの購入に当たり、本要綱による補助金以外の国、地方公共団体その他団体による補助金等の交付を受けている場合は、当該自転車用ヘルメットは補助対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自転車用ヘルメットの購入費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 購入した自転車用ヘルメットの配送に係る経費
- (2) 購入費用のうちポイント等を使用して支払った部分に係る費用
- (3) 自転車用ヘルメットの購入に付随するサービスの加入及び利用に要する費用  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、2,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象者一人につき自転車用ヘルメット1個分かつ1回限りとする。

（交付の申請等）

第6条 申請者は、呉市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書又は領収書等の写し（購入者、購入日、購入価格、商品名及び購入した店舗等が確認できるもの）
- (2) 第3条第1項各号に掲げる安全認証等が付されていることが確認できる書類の写し
- (3) 補助金の振込先の金融機関名、店舗名、口座番号及び口座名義人が確認できるもの（預金通帳の写し等）

2 前項の規定による交付申請（以下「交付申請」という。）は、指定する電子申請、受付窓口への持参又は郵送により行うものとする。

3 交付申請を行う者は、当該交付申請に係る補助対象者本人又は当該補助対象者と同一世帯の者とする。

4 前項の規定にかかわらず、補助対象者が未成年の場合は、当該未成年者の保護者が補助金の交付申請を行うものとする。

5 同一世帯で複数の補助対象者がある場合は、当該同一世帯の代表者が当該同一世帯の補助対象者の補助金をまとめて交付申請を行うことができるものとする。

（補助金の交付の決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、申請内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定し、呉市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知する。

2 市長は、交付申請の額と異なる額で交付決定を行ったときは、申請者に対し、呉市自転車用ヘルメット購入費補助金交付請求書（様式第4号）の提出をさせるものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査及び調査により補助金を交付することが不相当と認めるときは、補助金の不交付を決定し、呉市自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に当該理由を付して通知する。

（実績報告）

第8条 規則第14条第1項の規定による実績の報告は、申請者が第6条第1項の

規定による申請を行った場合には、同項各号に掲げる書類の提出をもって代えるものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により補助金の交付決定をしたとき（同条第2項の請求額の補正が必要な場合は、当該補正がされたとき）は、速やかに申請者へ補助金の交付を行わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、申請者が偽りその他の不正の方法により補助金の交付を受けたときは、第7条の補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式5号）により当該補助金受領者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

(譲渡等の制限)

第12条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助対象の自転車用ヘルメットを購入した日の翌日から起算して3年を経過するまでの間、第三者に譲渡してはならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和7年3月7日から実施する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 前項の実施の日前に購入したヘルメットに係る呉市自転車用ヘルメット購入費補助金の交付申請については、なお従前の例による。